

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

1 コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「人間尊重」「顧客第一」という基本理念に立脚し、株主や投資家の皆様をはじめ、お客様、社会からの信頼をより高め、「社会からその存在を認められ、期待される企業」となるため、コーポレート・ガバナンスの充実を経営の重要課題の一つと認識し、その取り組みを行っております。

組織運営においては、基本理念に立脚し、世界各地のお客様の要請に応える事業運営を、迅速かつ適切に展開しながら、効果・効率の高い体制を構築しております。

また、業務監査部門が各組織の業務遂行について、効果的な監査を実施していくほか、各組織が自律性を高めながら、コンプライアンスやリスク管理に取り組んでおります。

経営の監視を客観的に行うため、社外監査役をおき、取締役会及び監査役会において監督・監査を行っております。また、当社は平成20年6月より、経営の監督機能と執行機能の分離、取締役会の機動性向上及び経営の意思決定の迅速化を狙いとし執行役員制度を導入しております。取締役については、経営環境の変化に対する機動性を高めるために、任期を1年としております。

株主や投資家の皆様に対して、決算や経営政策の迅速かつ正確な公表や開示を基本とし、企業の透明性を今後も高めてまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名または名称	所有株式数（株）	割合（%）
本田技研工業株式会社	12,103,950	50.34
大竹榮一	1,312,000	5.46
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	693,100	2.88
ビービーエイチフォーフィデリティー ロープライス ストック ファンド （常任代理人株式会社三菱東京UFJ銀行）	650,000	2.70
八千代工業従業員持株会	623,818	2.59
大竹好子	500,000	2.08
株式会社三井住友銀行	457,400	1.90
埼玉車体株式会社	438,075	1.82
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	358,900	1.49
株式会社三菱東京UFJ銀行	350,900	1.46

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	ジャスダック 既存市場
-------------	-------------

決算期	3月
-----	----

業種	輸送用機器
----	-------

（連結）従業員数	1000人以上
----------	---------

（連結）売上高	1000億円以上1兆円未満
---------	---------------

親会社	本田技研工業株式会社(上場：東京、大阪、海外)
連結子会社数	10社以上50社未満

4. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社の親会社は本田技研工業株式会社であり、当社の議決権の50.5%（間接所有を含む）を保有しております。当社と親会社とのコーポレート・ガバナンスにつきましては、Hondaグループとしての内部統制システムの整備運用、グループ監査の受入れ等を通じて、財務報告の信頼性及び業務の適正を確保しております。当社と親会社の間で資本関係、取引関係等の面で密接な関係にありますが、経営方針及び事業活動等においては、自立を基本としており、親会社と親会社以外の株主の利益が実質的に相反するおそれのある取引を行う場合には、社外監査役を含めた取締役会において多面的に議論し、決定するなど、親会社のみならず広く株主全般の利益の確保に努めています。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

取締役会の議長	社長
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任していない

現状の体制を採用している理由

社外取締役・監査役の独立性についての会社の考え方

経営の監視をより客観的に行うため社外監査役を置き、取締役会、監査役会において監査・監督を行っております。当社の社外監査役に関しては、主にその実効性、専門性の観点から選任をしております。実効性の観点から、親会社出身の監査役、専門性の観点から、公認会計士、弁護士資格を持つ監査役を選任しております。独立性を確保する条件としては、当社は少なくとも1名は独立役員として社外監査役にその役割を負って戴くこととしております。

現状の体制を採用している理由

社外監査役を含む監査役会が取締役の業務執行の監査を行い、取締役会から選定された取締役をもって構成される経営会議が取締役の決議事項について事前審議を行うとともに、取締役会から委譲された権限の範囲内で、経営の重要事項について審議するなど、経営の監視及び内規に基づく分権化を行っております。なお、社外監査役による実効性、専門性の監査のほか、平時における経営者の説明責任の確保については、定期的な自己検証結果の経営会議への報告、有事における社外の視点を入れた判断の担保については、コンプライアンスオフィサー、リスクマネジメントオフィサー及び社内関連部門等が連携して社外有識者等の意見を事前聴取の上、取締役会において判断する体制をとっております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
監査役の人数	5名

監査役と会計監査人の連携状況

平成22年3月期において、監査役と会計監査人との間で会合を5回開催し、会計監査人が監査役に対し、会計監査の計画や結果などについて説明・報告を行ったほか、相互に意見交換を実施しました。

監査役と内部監査部門の連携状況

監査役と社長直轄の独立した業務監査部門である業務監査室（専任3名）が監査役を補助し、単独ないしは連携して、当社及び国内外の子会社、関連会社に対し、業務監査を実施しました。
また、業務監査室内に金融商品取引法等に関する内部統制の評価を実施する部門（専任5名）を設置し、金融商品取引法等に関する内部統制の評価を実施し、監査役に結果を報告しました。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
高橋慶孝	他の会社の出身者	○								
佐野正彦	公認会計士				○					
岡田暢雄	弁護士									○

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由
高橋慶孝	----	実効性の観点から経営の監視を客観的に行なうため
佐野正彦	独立役員に指定しております。 また、佐野監査役は、現在株式会社ショーワの社外監査役ですが、株式会社ショーワは当社の主要な取引先ではありません。	公認会計士としての財務・会計業務への専門知識を当社の監査役体制に活かすことに加え、客観的、中立的立場から一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定致しました。
岡田暢雄	当社の特定関係事業者である本田技研工業株式会社より顧問弁護士として報酬を受ける予定があり、過去2年間にも受けております。	弁護士として培われた専門的な法律全般に関する知識及び経営に関する高い見識を当社の社外監査役として当社の監査体制に活かしてもらうため

その他社外監査役の主な活動に関する事項

社外監査役は、取締役会及び監査役会に出席し、必要に応じて質疑を行い、意見を述べております。
社外監査役 高橋慶孝は、平成21年6月に就任して以来開催の取締役会、7回開催中、7回出席し、監査役会は5回開催中、すべてに出席しております。
社外監査役 佐野正彦は、平成22年3月期開催の取締役会、9回開催中、8回出席し、監査役会は8回開催中、すべてに出席しております。
社外監査役 岡田暢雄は、平成21年6月に就任して以来開催の取締役会、7回開催中、7回出席し、監査役会は5回開催中、すべてに出席しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

株主総会の決議による報酬（月額報酬、役員賞与及び退職慰労金）以外のインセンティブ付与に関する施策は、実施していません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

開示手段	有価証券報告書、営業報告書（事業報告）
開示状況	全取締役の総額を開示

該当項目に関する補足説明

平成22年3月期における当社の取締役及び監査役に対する報酬の額は、取締役に対して合計1億7千4百万円、監査役に対して合計6千3百万円の総額2億3千8百万円であります。賞与の額は、取締役に対して合計1千8百万円、監査役に対して合計4百万円の総額2千2百万円であります。退職慰労金の額は、取締役に対して1千1百万円、監査役に対して2百万円の総額1千4百万円あります。なお、取締役及び監査役に対する報酬の額は、当期の支給額であり、賞与の額及び退職慰労金の額については、当期の役員賞与引当金及び役員退職慰労引当金の繰入額であります。また、監査役に対する報酬等のうち、社外監査役5名に対する報酬等の総額は2千8百万円あります。（社外監査役に対する報酬等の総額には、当期の役員報酬支給額のほか、社外の常勤監査役に対する当期の役員報酬引当金繰入額127万円及び役員退職慰労金繰入額97万円を含む。）

* 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

当社の役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は、「取締役報酬基準」又は「監査役報酬基準」で定めております。役員の月額報酬については、株主総会で決議された月額報酬総額の範囲内において、取締役については取締役会で決議された方法により、監査役については監査役の協議により決定することとしております。各役員の月額報酬については、従業員給与の最高額及び他の役員の報酬相場などを勘案し、職位ごとに決定することとしております。また、会社の業績、その他必要に応じて、取締役会の決定又は監査役の協議に基づき、臨時に月額報酬の減額措置をとることがあります。役員賞与については、業績により、株主総会の決議を得て、取締役については取締役会の決議により、監査役については監査役の協議により決定することとしております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外監査役の監査の実効性を確保するために、下記の事項を定期的実施しております。

1. 業務監査室との連携
2. 代表取締役との意見交換
3. 経営会議その他の重要な会議への出席
4. 会計監査人との意見交換

その他、監査役連絡会を開催し、監査役間での情報共有及び意見交換を定期的実施しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項

業務執行体制については、主要な組織の長に取締役や執行役員をおき、機動的に業務執行ができる体制を構築しております。また、取締役会から選定された取締役をもって構成される経営会議をおき、取締役会の決議事項等について事前審議を行うとともに、取締役会から委譲された権限の範囲内で、経営の重要事項について審議しております。さらに、世界各地のお客様の要請に応えるために世界の主要な地域におかれた各拠点が迅速な意思決定を行うために、米州、中国及びアジアの3地域に地域経営会議をおき、経営会議から委譲された権限の範囲内で、各地域における経営の重要事項について審議しております。

取締役会及び監査役会により、業務執行の監督及び監査を行っております。

取締役会は、重要な業務執行その他法定の事項について決定を行うほか、業務執行の監督を行っております。

監査役会の各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会への出席や業務、財産の状況の調査等を通じ、取締役の業務遂行の監査を行っております。

平成22年3月期における取締役会等の開催状況については、取締役会を9回、経営会議を27回開催しております。また、監査役会を8回開催し、地域経営会議を16回開催しております。

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、新日本有限責任監査法人に所属する千頭力、片倉正美、日置重樹の3名であります。なお、継続監査年数が7年以内のため監査年数の記載は省略しております。

また、会計監査業務に係る補助者は、公認会計士12名、その他20名で構成されております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定の期限より早い時期に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	事務日程を考慮し、可能な限り早い時期に開催しております。
その他	ホームページへの招集通知掲載、プレゼンテーションソフトを用いた事業報告を実施しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	中間決算及び本決算の説明並びに中期経営計画推進状況の説明を行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社のホームページ (http://www.yachiyo-ind.co.jp/ir/ir_top.html) において、各種の企業情報を公開しております。	なし
IRに関する部署（担当者）の設置	経理部に担当者をおいております。	
その他	株主の皆様に対して、定期的に「株主通信」を発行し、当社の事業、製品、財務状況などに係る情報を提供しております。また、株主・投資家の皆様を対象として、工場見学会を適宜実施しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	【コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方】当社は、「人間尊重」「顧客第一」という基本理念に立脚し、株主や投資家の皆様をはじめ、お客様、社会からの信頼をより高め、「社会からその存在を認められ、期待される企業」となるため、コーポレート・ガバナンスの充実を経営の重要課題の一つと認識し、その取り組みを行っております。 [有価証券報告書により開示しております。]
環境保全活動、CSR活動等の実施	ISO14001を国内外の拠点で取得するなど、「ヤチヨ環境基本方針」に則り、環境保全活動を展開しております。

IV 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

更新 (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンスを確保するための体制は、下記のとおりとする。

a 当社の行動指針として「ヤチヨ行動規範」を制定し、各部門が部門の実態に即した部門行動規範を策定する。

b 各部門が担当取締役の主導の下で、法令の遵守に努め、その状況を定期的に検証するなど、コンプライアンスについて体系的に取り組む仕組みを整備する。

c コンプライアンスに関する取り組みを推進する担当取締役をコンプライアンスオフィサーとして任命し、企業倫理やコンプライアンスに関する事項を審議する「企業倫理委員会」を設置し、企業倫理に関する問題について提案を受け付ける「企業倫理改善提案窓口」を設置す

る。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、当社の文書管理規程に基づき、保存及び管理を行うものとする。

取締役及び監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

全社レベルの危機に対しては、危機発生時における関連する組織及び従業員の取るべき行動を定め「YACHIYO危機対応規程」を全社規程として整備する。

リスクマネジメントに関する取り組みを推進する担当取締役をリスクマネジメントオフィサーとして任命するなど、リスクマネジメント体制を整備する。

部門ごとに対応すべきリスクに対しては、各部門が主体となってその予防・対策に努める。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会及び監査役会により、業務執行の監督及び監査を行う。

取締役会は、重要な業務執行その他法定の事項について決定を行うほか、業務執行の監督を行う。

監査役会の各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会への出席や業務、財産の状況の調査等を通じ、取締役の業務遂行の監査を行う。

業務執行体制については、主要な組織の長に取締役や執行役員をおき、機動的に業務執行ができる体制を構築している。また、取締役会から選定された取締役をもって構成される経営会議をおき、取締役会の決議事項等について事前審議を行うとともに、取締役会から委譲された権限の範囲内で、経営の重要事項について審議する。さらに、世界各地のお客様の要請に応えるために世界の主要な地域におかれた各拠点で、迅速な意思決定を行うために、米州、中国及びアジアの3地域に地域経営会議をおき、経営会議から委譲された権限の範囲内で、各地域における経営の重要事項について審議する。

(5) 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループにおいて共有する行動指針として「ヤチヨ行動規範」を制定するほか、当社グループの各組織がそれぞれの業務内容に応じた具体的な行動規範を「部門行動規範」として制定し、それらの遵守に努める。

a 当社の各組織が、それぞれの業務に関連して遵守すべき法令や配慮すべきリスクを明確化したガイドラインおよび関連する社内規則を策定し、定期的に自己検証を実施するなど、コンプライアンスやリスクマネジメントについて体系的に取り組むこととする。自己検証の結果については、担当取締役に報告されるほか、経営会議において全体状況の評価を実施する。

b 当社グループの各社については、特に関連会社においては合併先なども含めて理解と協力を得ながら、ガバナンスに関する基本方針の共有を図り、各国の法令・事業環境や各社の業態に合わせたコーポレート・ガバナンスの充実に努める。

c 社長直轄の独立した業務監査部門である業務監査室が、当社の各部門の業務遂行状況について監査を行うほか、各地域や子会社・関連会社における内部監査の充実に努める。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項業務監査室が監査役を補助し、当該補助者の人事異動等については、監査役会の意見を尊重するものとする。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、監査役に対して法定の事項に加え、下記の事項を遅滞なく報告する。

- a 会社に重大な影響を及ぼす事項
- b 内部統制システムの整備状況
- c コンプライアンス、リスクマネジメントに係る自己検証の結果
- d 「企業倫理改善提案窓口」の運用状況

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、監査の実効性を確保するために下記の事項を定期的実施する。

- a 業務監査室との連携
- b 代表取締役との意見交換
- c 経営会議その他の重要な会議への出席
- d 会計監査人との意見交換

(9) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその体制整備状況

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たず、不当要求を受けた場合には、組織全体として毅然とした態度で臨み、反社会的勢力による被害の防止に努めます。

反社会的勢力排除に向けた体制としては、本社総務部門を統括部署とし、各事業所の管理担当部門を対応部署として定め、弁護士、警察、暴力追放センター等の外部専門機関と連携して対応しております。

V その他

1. 買収防衛に関する事項

買収防衛策の具体的内容を決定したものではありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

